

国民が期待する行政書士像

熊本県行政書士会
会員 杉本 脩 一

〈はじめに〉

第1章 概説

第1節 行政書士の定義

第2節 行政書士の性質

- ① 専門性
- ② 庶民性・親近性
- ③ ゼネラリスト

第3節 国際化の傾向

第4節 行政書士法と類似業法との関係

第5節 行政書士の業務とその限界

第2章 本論

第1節 国民の意識

第2節 業際問題

第3節 ワン・ストップ・サービス

第4節 業際を超えた対応

第3章 結論

第1節 行政書士の役割

第2節 国民に期待される行政書士像

〈あとがき〉

〈はじめに〉

現行の行政書士制度が確立し、始動してから、既に 60 年の歳月が経過した。行政書士制度を規定している法律は、行政書士法であり、議員立法として、昭和 26 (1951) 年 2 月 22 日に制定、同年 3 月 1 日より施行された。ここに、面目一新、新たな制度が開始した。この議員立法こそ、行政書士制度が、いわゆる官製の資格制度とは異なり、まさしく、国民の民意に由来した国民のための制度である証左といっても過言ではない。これ、即ち、行政書士制度は、国民の利便に資するために創設された制度とされる所以である。

この国民と行政書士との関係は、行政書士の業務を通じ、依頼する者と依頼を受ける者との関係を指称する。行政書士の社会的知名度は自明の如く思われがちであるが、国民の現状認識とは、かなりの隔りがある。即ち、殆どの国民は、行政書士の何たるかを認識していないし、況や、業務内容さえ理解していない。甚だしきに至っては、司法書士と混同されるなど誤認の実例も少なくない。従って、行政書士の社会的認知度は極めて低いと言わざるを得ない。ここに、行政書士の広報活動の重要性とその対策の必要性が逼近の課題となってくる。さらには、行政書士広告の原則自由化に関し、個々の行政書士の得意分野や実績等を広告の対象として表示するのも一方法である。

ところで、広報活動には種々の方法が考えられるが、行政書士による「困りごと相談会」の開催こそ、何にも優る恰好の広報活動であるといえる。蓋し、相談を通じて、国民が行政書士に何を期待し、何を求めているかを察知する有力な手懸かりとなり得るからであり、“困りごとは、先ず行政書士に相談を”。かく印象づけることは、最も効果的な手法と考えられるからである。従って、相談を受ける側の行政書士としては、相談者の意図を的確に把握し、而も、懇切・丁寧に対応する心構えが必需となる。そのためには、相談者に対し、優しく、親切に、而も、易しい言葉で、分かりやすく説明できるよう、絶えず配慮すべきであり、これを怠ってはならない。加えて、専門職として知識はもとより、あらゆる分野に通暁していることは、相談者にとっては最強の相談相手と映るであろう。また、相談者が行政書士を信頼し、安心するためには、行政書士に、高尚な品位、品格および豊かな教養が要求されるのは当然である。

爾来 60 年。その間、経済のグローバル化、国際競争の激化により展開された規制緩和と政策の下で、社会環境は著しく変貌を遂げた。これに随伴して、国民の法的サービスに対するニーズも随分と変化してきている。

かかる状況の下、これからの行政書士は如何に在るべきか。即ち、国民は、行政書士に何を期待し、何を求めているか。将来の行政書士制度の在り方に直結する極めて重要な課題である。60 周年の節目に当たり、あらためて、基本に立ち返り検証を試みることは、まことに、時宜に適ったものであり、且つ、国民のための制度として、更なる発展を希求するに鑑みれば、一定の意義や有るべし。

本論稿で主題として提起する「国民に期待される行政書士像」は、概ね、かかる観点に立脚するものである。

第1章 概説

第1節 行政書士の定義

論述を展開するに先立ち、行政書士制度を担う行政書士とは何か。これを先ず明らかにしなければならない。制度的観点からは、行政書士制度を実効ならしめるのが、行政書士であると言えなくもないが、これでは説明になっておらず、トートロジーそのものであり、いわゆる同語反復の謗りを免れない。行政書士の業務内容については、これまで、縷々記述されてはいるが、本質について、正面から、明確に定義された記述は極めて少なく、皆無に近いといっても過言ではない。

抑も、行政書士は、司法書士とともに、“代書人”¹と呼称され、国民に最も身近な存在として親しまれてきた。名は体を表すと言う如く、“代書人”と言えば、業務内容は、一目瞭然、即座に業務内容が連想できるなど、極めて実務的で、分かり易い。これ程、名実共に完全に一致している呼称は他にはないだろう。然るに、近年、行政書士²という正式名称があるにも拘わらず、行政書士自らは“街の法律家”、或いは“身近なアドバイザー”³などと自称している。これでは却って抽象的表現である。行政書士とは何か、何を意味するのか、外部からは一向に見えてこない。取扱業務についても、“官公署への提出書類の作成、内容証明書作成、遺言書作成、遺産分割協議書作成”⁴など縷々列挙⁴することどまっている。これでは、「盲人と象」⁵の譬えを引用するまでもなく、行政書士の定義についての説明は、当たらずと雖も遠からず。部分的には正しくとも、全体を述べていない。即ち、部分的には当たっていても、全体像が把握できていない。

いま、ここに敢えて、定義を下せば、以下の如くなるだろう。即ち、行政書士とは、日本の国家機関のうち、行政部門に提出すべき法律文書の作成専門人⁶ということができる。蓋し、行政書士の業務は、行政部門⁷に従属しており、行政書士はその窓口的存在に相当し、業務の本質は、まさしく代書に等しいからである。従って、行政書士とは、代書を専ら業とする人を指称することになる。簡称すれば、代書人にほかならない。

ところで、最近の社会環境の変化は著しく、それに伴い、パソコン、オン・ラインなどの普及により、代書の内容も単純とはいえなくなってきた。更に、許認可の緩和・廃止により、行政書士の業務もその影響を受け、業務形態にも随処に改変を余儀なくされた。然れども、書類作成を基軸とする業務内容そのものが変わったわけではなく、行政書士制度の基本的な枠組みは、聊かも揺らぐことなく、依然として堅持されている。

因みに、同類の司法書士とは、日本の国家機関のうち司法部門に提出すべき法律文書の作成専門人⁸ということになる。行政書士と司法書士との相異点は、文書提出の窓口が、行政部門か、司法部門⁹かという一点に存するだけで、本質が代書という点においては基本的には何ら異なるところはない。

第2節 行政書士の性質

① 専門性

行政書士は、法律文書の作成専門家といわれる。即ち、法律文書の作成を専門とする資格者である。これまで、行政書士は、書類作成の専門家を自任してきた。然るに、近年、その専門性が怪しくなってきた。蓋し、戦後教育による高学歴社会の出現により、書類作成に当っては、殆どの高学歴を占める国民は、マニュアル化された手引書、参考書をたよりに、時間と金をかけさえすれば、誰でもマニュアル通りに容易に書類を作成することができるようになったからである。

一般に、法律文書に関しては、高度な専門知識と文書作成に関する技量が験されるが、それは、極めて限られた場合に限定されている。即ち、国民に頼りにされるのは、手引き書を繙いてみても、難解・複雑のときなどに限られてくる。従って、殆ど定型化された文書作成に衝っている行政書士は、もはや、書類作成の専門家を自称し、安閑としていることは許されない状況になってきている。

そもそも、専門家と称するには、非常に高度な専門知識をもっていることが前提とされる。行政書士に限れば、得意分野はあり得ても、書類作成の業務には、極めて高度な知識が必要されるとは思われない。ただ、書類作成に関する依頼者からの緊急案件に対する即応性および誤りなき的確な対応。求められるのは、この即応性と的確性である。ここに、行政書士の本領たる文書作成の専門を期待できよう。

② 庶民性：親近性

行政書士は、代書人の呼称をもって親しまれ、いつでも、どこでも、気軽にアクセスできる庶民的存在であった。昨今、行政書士の表記については、もはや代書人に非ずとの意図からか、“街の法律家” 或いは“身近なアドバイザー” などの表記が見られるが、法律用語としては、不正確であり、適切ではない。代書人の親称ゆえに、只それだけで、行政書士の威信が損なわれることはないと思う。また、“法律家” に“街” を冠記したり、或いは、“アドバイザー” に“身近な” を冠記したりして、外見上、庶民性をアピールしているが、それよりも、寧ろ、独自性として、行政書士に求められるのは、国民生活に密着し、且つ、駆け込み寺的機能を具備する庶民性というべきであろう。国民が期待するのは、いつでも、どこでも、誰もが気軽に相談できるような庶民的存在そのものである。

③ ゼネラリスト

行政書士が取り扱う事務は、極めて広汎に及んでいる。他方、最近の国民のニーズは多岐に亘っている。従って、相談内容は、日常生活全般に亘っており、まさしく、生活の縮図というに相応しい。国民の幅広いニーズに応える、ここに行政書士の本来的存在意義を見ることができる。従って、特定分野のスペシャリストである前に、その分野に偏ることなく、国民の利便に資する¹⁰ ためには、全方位的にあらゆる分野におけるゼネラリストであるべきである。これこそ、疑いなく、国民の期待に沿うものである。

第3節 国際化の傾向

国際化の要請に伴い、社会環境における、いわゆる国際化は一段と加速し、行政書士を取り巻く環境も同様に、国際化への傾向は著しい。

行政書士が、平成元年、いわゆる申請取次者¹¹として、入国管理行政部門に関与する¹²ようになって既に22周年。即ち、申請取次行政書士は、入国管理行政の重要な一翼を担っていると言っても過言ではない。行政書士業務の中でも、俄然脚光を浴びてきており、一躍、花形的存在になってきた。ところで、いわゆる入管業務を専業とする者の中には、国際行政書士を自称する者もいるが、これは単に国際的要素をもった文書作成という意味を指称しているに過ぎず、格別に国際行政書士という称号があるわけではない。世人に誤解を与え易く、対外的には紛らわしい呼称であると言わざるを得ない。

そもそも、行政書士が資すべき利便の対象は、国民である¹³。他方、入国管理行政における管理対象は、専らわが国に在住する外国人¹⁴である。従って、入管業務に関する限り、行政書士の観点からは、資すべき利便の対象は、外国人にも拡張されたことになる。即ち、申請者本人として外国人が作成すべき申請書の作成、提出代行（申請の取次）を通じて、いわば、国際的要素が加味されることになった。従って、これらに対応するためには、国際知識を身につけると共に、幅広い豊かな教養と国際感覚の涵養を必要とし、加えて、外国語に堪能であることは必須の条件となってきた。蓋し、外国人の利便に伴う外国語については、秘守義務¹⁵の上から、翻訳¹⁶をいわゆる外注に出すことは、極力、避けるべきだからである。自前で翻訳できるように、平素から外国語の習得は欠かせない。日本という土壌においては難しいことだとは思いますが、バイリンガルなどに精通することが望まれる。

第4節 行政書士法と類似業法との関係

文書の提出先を官公署とする資格業者の中で、行政書士と特に密接な関係にあるものは、何と云っても、税理士及び社会保険労務士である。税理士の宛先は、税務官公署¹⁷であり、社会保険労務士の宛先は、労働社会保険官公署¹⁸である如く、それぞれ官公署が特定されている。これに対し、行政書士の宛先は、特定されることなく、ただ単に官公署¹⁹と明記されるに留まっている。

ところで、行政書士が依拠する法律は、行政書士法である。類似資格業の税理士、社会保険労務士はそれぞれ、税理士法、社会保険労務士法に依拠している。即ち、行政書士法は、1951（昭和26）年2月22日に法律第4号として、税理士法は1951（昭和26）年6月15日に法律第237号として、そして社会保険労務士法は1968（昭和43）年6月3日に法律第89号として、それぞれ制定されている。

法律の制定年月日を手懸かりとして、これら類似業法との関係について、理論的に考察すれば、以下の如し。

そもそも、行政書士法が制定された当時、理論的には、行政書士の業務内容は、行政事務全般に亘り、広汎に及んでいた。従って、提出先は、特定されることなく、すべての官公署となっているのは、理論上、当然である。

ところが、新たな税理士制度を定立するために、本来、広汎にわたるべき行政書士業務の中から、税務に関する事項を特定し、これを抽出し、分離独立させて、排他的職域とするために、一種の特別法と言うべき税理士法が制定され、宛先も税務署と特定された。その結果、税務関係事項が行政書士の業務から排除されることに伴い、行政書士の職域が縮小されることになった。

さらに、社会保険労務士制度が定立され、税理士制度の場合と同様に、社会保険等に関する事項を特定し、抽出し、これも行政書士の業務から分離独立させて、排他的職域とするために、これも一種の特別法というべき社会保険労務士法が制定された。ここでの宛先は、労働社会保険官公署として特定された。その結果、行政書士の職域がその部分だけ縮減されることになった。

ところで、概念的には、税務及び社会保険事務は一般行政事務の下位概念として把握することができる。従って、宛先も具体的に特定されている。かくして、両者は、特別事項と一般事項の関係に立つことになる。即ち、税理士法及び社会保険労務士を特別法とし、これに対し、行政書士法を一般法とすることができる。従って、“特別法は一般法に優先する²⁰”との法理により、行政書士法は、業務から、抵触部分が排斥除外されることになった。

然るに、行政書士の業務職域が、法律上は依然として広汎であることには変わりはないが、実務上、その広汎性は、紙上の餅、同然になっている。然れども、行政書士法に依れば、他の法律に禁止条項がない限り、行政書士の業務は、何でもできるという包括的法律構成になっている。従って、新しい業種目は悉く行政書士の業務に包括的に帰属するということになる。行政書士は、まさしく、柔軟性に富む国家資格といっても過言ではない。

第5節 行政書士の業務とその限界

わが国には、法律家である弁護士のほかに、行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士などの法律実務家と称せられる一群の有資格者が存在する。弁護士の側から見て、これらは隣接類似職業人と称される。これらの法律実務家と称される国家資格は行政機関（省庁）ごとに管理されている。即ち、行政書士は総務省、弁護士・司法書士は法務省、公認会計士・税理士は財務省の如く、所轄官庁は、各業法により規定され、分掌されている。

そもそも、いわゆる一般法である行政書士法に従えば、本来的には、広汎に亘るべき行政書士の業務は、いわゆる特別法に依り細分化された税理士などの資格業者に依って、且つ、縦割り行政により、業務の一部が排斥され、縮減されているのが実情である。行政書士は、書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律により制限されているものについては、業務を行うことができないことになっている²¹。この制限条項が、国民の利便

に資することを目的とする²²行政書士の足かせになっている。例えば、登記は司法書士法²³、税務申告は税理士法²⁴さらに労働・社会保険等の申請は社会保険労務士法²⁵に依るなど、行政書士の業務は、各業法の禁止条項に依り業務の制限を受けている。

禁止条項には、特例も存在する。即ち、税理士の業務のうち、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税などの税務書類の作成²⁶が行政書士の業務として限定的に許容されている。また、社会保険労務士の業務についても、1980（昭和55）年9月1日現在の行政書士は、当分の間、社会保険労務士法第1条第1項第1～2号に掲げる事務²⁷を業とすることができることになっている。

視点を変えれば、これらの特例は、まさしく、税理士および社会保険労務士の業務が、行政書士本来の包括的広汎な業務に帰属している証左であり、特別法もこれを確認したものである。従って、協業を例外的に容認したものといえる。

その他、帰化申請の如く、司法書士と共存する²⁸ものもあれば、入国管理における申請取次の如く、弁護士と共存する²⁹ものもある。また、定款作成代理が司法書士に開放されたこと³⁰は注目に値する。

第2章 本論

第1節 国民の意識

今日の社会は、法化社会であるといわれる。従って、日常生活には、意識すると否とに拘わらず、法的問題の発生は避けられない。戦後教育の結果、殆どの国民は高学歴者となり、大概のことは、自己責任で以て処理するようになった。ただ自分の手に負えなくなったとき、駆け込み寺として、或いは神頼みとして、専門的、確実な助言等を求めるため、それぞれの専門家の門を叩く傾向にある。然し、国民も賢くなり、納得しない限り、専門家のいうことを、そのまま鵜呑みにすることはなくなってきた。

第2節 業際問題

行政書士とその他の資格業者との間には、法律上、厳格な業務区分ないし業際問題が存在する。然るに、一般の国民は、この業務区分を認識しておらず、且つ、業際問題を理解せずに、行政書士を万能者と見立てて、あらゆる問題を持ち込んでくる。地方に行くほど、その傾向は著しい。金銭問題、夫婦問題、相続、遺言などの法律問題に留まらず、法律的問題を超えた人間関係に関する法律以前の生活に密着した問題まで、その内容は種々雑多に及び、業際問題として、縦割り行政の如く、截然と区分けすることが不可能である。国民の側からすれば、業務区分は資格業者側の理論に過ぎず、国民には与り知らないことであり、とにかく、所定の問題が解決できればそれでよし、それ以上のことは望んでいない

と思われる。かように、行政書士の業務は極めて広汎多岐にして、縦割り行政の如く、区分することは困難である。それ故に、依頼者との関係は包括的委任関係であるとする見解があるが、この見解には、たしかに一理、有りそうである。

ところで、行政書士の業務は、①官公庁に提出する書類の作成と提出 ②権利義務・事実証明に関する書類の作成 ③上記①と②に関する（付随的）相談である。基本的には、行政書士とは、法律文書の作成専門人の呼称とされる所以である。

その行政書士の業務範囲には、常時、他の法律により制限されるという制約が付き纏う。従って、その業務を行うに当っては、何が禁止されているかを、常に念頭に置くべきである。蓋し、行政書士法は、法律の構成上、他の類似業法とは一般法と特別法との関係にあり、そこには、“特別法は一般法に優先する”という法理が支配する。この法理に則り、他の業法に抵触しないように、絶えず、業際問題を考慮しながら、業務を遂行しなければならないという法的宿命を担っているからである。

第3節 ワンストップ・サービス

行政書士の業務は、法理論上は、広汎に及ぶと雖も、実際には、各業法の制限事項により、業務の重要な部分が禁止されるなどの制約を受けている。にもかかわらず、国民からの依頼案件を一括して、国民の利便に資するために可能とする。これがワンストップ・サービスの問題であり、行政書士にとって重要な課題である。

依頼案件を、可能な限り、合法的に、一箇所で一括して国民のために処理するという、いわば、自己完結型的サービスをワンストップ・サービスという。利用者国民から見れば、一括して、処理できるならば、誰でもよいわけである。従って、行政書士をより利用しやすく、頼り甲斐のあるものとするためには、利用者の視点に立ち、業際問題を盾に、国民からの依頼を断るべきではないと思う。国民に身近で利用しやすい存在として、寧ろ、話にじっくり耳を傾け、国民の意向を合法的に受け入れるべきである。依頼者を選び好みをせず、親しみ易く、どんなことにも対応し、その期待に応えんとする熱意及び誠実な態度は、やがては、国民に期待され、依頼者からの支持を得、必ずや絶大な信頼を獲得するに至るであろう。

第4節 業際を越えた対応

例えば、相続が開始し、相続人から遺産分割協議書作成および相続登記の依頼を受けたとき、行政書士は如何に対処すべきか。現行法の下では、行政書士が他人の依頼を受けて、登記業務を行うことは、報酬の有無を問わず、司法書士法違反となる。国民の利便に資する観点から、司法書士の独占業務とされる登記申請手続業務を行政書士にも開放すべしとする意見は依然として根強く、且つ、支持するだけの説得力があるものとする。蓋し、

行政書士は、法律文書作成の専門人である。と同時に、法務サービスの提供者でもあることは、実質的には司法書士とは何ら異なることなく、業種区分は、縦割り行政における悪弊の反映に等しいからである。国民の利便を図る上からも、早晩、この縦割り行政の弊害は改められるべきである。帰化申請手続きの例に見る如く、相続登記に関する限り、行政書士は司法書士と、相互に協業、共存することが望まれる。

要するに、国民が行政書士に依頼してくる案件を、個人としての行政書士から見れば、自己の領域分野を超えており、対処すべきでないと思われるような場合、国民の利便に資するという観点からは、安易に断るのではなく、寧ろ、合法的に可能な方向に道筋を示唆すべきであろう。

ワン・ストップ・サービスの要請からは、他の類似資格者との提携業務は、まさしく、ひとつの便法とされる。それぞれの資格業者ができることには、専門家と雖も、一定の限界がある。従って、例えば、税金問題などについては、相談サービスをネットワーク化していくことも必要であろう。また、行政書士間での業務提携も考えられる。人には業務上の得意・不得意があり、全ての業務に精通しているとは限らず、その分野に詳しい行政書士と相互に提携することも、また、ひとつの方法ではなかろうか。

第3章 結論

第1節 行政書士の役割

これからの行政書士は如何にあるべきか。国民が、行政書士に期待するのは、的確に、且つ、迅速に、業際を超えて処理されるところのワン・ストップ・サービスであることには、異論はないだろう。この要請に応えることこそ、これからの行政書士に課せられた使命であり、存在意義もそこにあると考える。

ところで、実際の業務は、横割りで、横断的な流れの中で処理される。このような状況では、依頼案件を単一の資格のみで完全に処理していくことは、困難になってきている。行政書士法の制限条項に該当する場合であっても、多様な国民のニーズに幅広く応えるために、隣接する類似資格業者との間にネットワーク等の連携システムの構築が不可欠となる。蓋し、その連携を保持しながら、役割を分担し、依頼案件を一貫して処理できるという利点が得られる、と同時に、依頼者のニーズを全うさせることができるからである。また、行政書士にとって、禁止条項により、対応不可能な相談内容であっても、相談相手にその事実関係を丁寧に整序した上で、処理可能な他の資格業者への紹介するなど、その仲介に徹することも一策である。従って、行政書士の職務として、業際問題の上から、なし得ない点を明確に説明することが何よりも重要である。国民の側に立って、その利便に資することこそ、まさしく、国民が行政書士に期待し、求めるものであろう。

第2節 国民に期待される行政書士像

依頼内容が、複数の資格業者の業務範囲に跨るとき、誰が主体的に仲介し、依頼者の利便に応えるべきか。行政書士の立ち位置が重要な手懸かりとなる。即ち、弁護士との関係においては、不特定分野の一般法律実務家として。司法書士とは同根の文書作成専門人として。税理士、社会労務士とは本家・分家の位置関係にある。かくして、行政書士はこれら類似資格者との関係では、共通項を帯有しており、中核的存在と位置づけられている。

かかる視点に立てば、行政書士こそ、仲介における最有力の適任者といえるであろう。蓋し、行政書士は、これらの資格業者と共通項による関連性を具有しており、相互に協力し合える立場にあるからである。従って、国民の利便に資するにあたっては、提携を仲介するなど、須くサービスの強化に努めるべきである。

従って、行政書士が、より一層コーディネーター的役割を果たしていくためには、何よりも、仲介的技能が必需とされる。仲介的技能は、行政書士が業務を展開していく上での有力な手段といっても過言ではない。この仲介的技能を具備した行政書士の姿こそ、まさしく、国民の期待に値する行政書士像であるといえよう。

かく在らんがためには、個々の行政書士は、制度の趣旨を十分に理解し、行政書士の中核的業務である官公署への提出書類作成の専門人としての能力を高めるべきは勿論、更には社会環境の変化によってもたらされる国民の幅広いニーズに的確に対応すべく、中核業務とされる書類作成に留まらずに、法律アドバイザー³¹、経営・法務コンサルタントとしての能力を獲得するなどして、積極的に、国民の期待に応えていかなければならない。かくてこそ、国民に期待されるに相応しい行政書士たり得るのである。

〈あとがき〉

近年、行政書士の受験者が増加する傾向にあるなど、俄然、行政書士は有望な国家資格として、脚光を浴びる存在となってきた。それに伴い、遅ればせながら、部分的ではあるが、行政書士の社会的認知度が高まってきたことは、まことに喜ばしい。同時に、行政書士の社会的責任も重大となり、寸分の過失も許されなくなった。法令の遵守こそ実務家の要諦である。法令の改廃には十分、注意すべきである。また、時流に後れないように、業務の研鑽を怠ってはならない。特に、自己研鑽は、語学の学習と同様に、自発的に継続すべく、また、技量の向上を図るには、常時、切磋琢磨に努めなければならない。

ところで、最近、法科大学院が定員割れに陥るなど所期の目的を達成しておらず、制度そのものが不安定な状況に在る中、学生の大学院離れが話題となっている。今や、行政書士は取得し易い資格として、一躍注目されてきた。今後の動向としては、恰好の標的とされるのは確実であろう。かくして、将来的に機運が熟すれば、我々行政書士が万民に認められ、且つ、誇り高い気概をもって業務に当たれる時期が到来するのは、左程遠くはあるまい。かく信じてやまない。

-
- ¹ 大阪府令「代書人取締規則」1903（明治36）年、警視庁令「代書業者取締規則」1904（明治37）年、「司法代書人法」1919（大正8）年、内務省令「代書人規則」1920（大正9）年。
- ² 「行政書士法」1951（昭和26）年2月制定、同年3月施行。
- ³ 熊本県行政書士会発行のパンフレット。
- ⁴ 前掲：熊本県行政書士会パンフレット。
- ⁵ 「盲人と象」（インドの寓話）。「ある日、6人の盲人が巨大な物体に遭遇した。その正体を突き詰めようと、かわるがわる触ってみた。巨大な物体の正体は象だった。胴体を触った盲人は「これは壁だ」、牙を触った盲人は「これは槍だ」、鼻を触った盲人は「これは蛇だ」、足を触った盲人は「これは木の幹だ」、耳を触った盲人は「これは団扇だ」、尻尾を触った盲人は「これはロープだ」と各自主張を曲げずに、長時間議論したが収拾できなかった。「群盲象を撫でる」、「群盲象を評す」とも言う。
- ⁶ 行政書士法第1条の2（業務）。行政書士が全般的な行政代書人として、官公署行政機関宛の書類作成は広く独占業務となっている。
- ⁷ 官公署行政機関（官公庁）：国又は地方公共団体の諸機関を指称する。
- ⁸ 司法書士法第3条第1項第2号、4号（業務）。
- ⁹ 裁判所、検察庁、法務局・地方法務局宛の書類作成は司法書士の独占業務となっている。
- ¹⁰ 行政書士法第1条（目的）。
- ¹¹ わが国に在留する外国人は、在留資格の変更、在留期間の更新などの各種申請を行おうとする場合、原則として、自ら地方入国管理局等に出頭して申請書類を提出しなければならないことになっている（出入国管理及び難民認定法施行規則第20条第1項など）。申請取次制度は、申請取次行政書士などの申請によれば、申請人本人は入国管理局への出頭が免除される。この制度は、入国管理局における審査事務処理の効率化・円滑化の推進及び外国人の出頭免除という国と外国人の双方に利便があり、国際化傾向に相応しい。
- ¹² 平成元年6月には、行政書士で法務大臣が適当と認める者に対し、手続を依頼した外国人の在留資格の変更、在留期間の更新、永住及び再入国の許可申請について申請の取次が認められるようになった。平成6年2月、在留資格認定証明書交付申請も認められるようになった。平成10年9月以降、申請取次の承認を受けている全ての行政書士に在留審査関係諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取次が認められる。平成14年4月、申請取次者としての承認又は承認の更新を受けるための申出について、地方入国管理局長宛に改められた。平成16年12月、所属する単位会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出でた者に申請取次が認められるようになった。
- 尚、申請取次者になるためには（新規・更新）、申請取次行政書士管理委員会主催の研修会を受講しなければならないが、修了証は届け出での添付書類となっている。新規の場合は、申請取次業務を行うに求められる最低限の知識の有無を効果測定によって判定し、これを欠く者には修了証を交付しないことになっている（「日本行政」2010・8、No.453、34頁）。
- ¹³ 行政書士法第1条（目的）。
- ¹⁴ 出入国管理及び難民認定法 第19～22条の3（在留、在留資格の変更及び在留期間の更新）。
- ¹⁵ 行政書士法第12条（秘密を守る義務）。→第12条違反：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す（第22条1項）。
- ¹⁶ 提出資料が外国語によるときは、その資料に「訳文」を添付する（入管法施行規則第62条）。
- ¹⁷ 税理士法第2条（税理士の業務）。
- ¹⁸ 社会保険労務士法第2条（社会保険労務士法の業務）。
- ¹⁹ 行政書士法第1条の2第1項（業務）。ここにいう官公署とは、各省庁、都道府県庁、

市・区役所、町役場、警察署など行政部門を網羅した総称である。

20 “特別法は一般法を改廃する”(Generalibus specialia derogant)ともいう。

21 行政書士法第1条の2第2項(業務の制限)

22 行政書士法第1条(目的)

23 司法書士法第73条第1項(非司法書士等の取締)、司法書士の独占業務(第3条第1項第1号から第5号)、第78条第1項(第73条第1項違反、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

24 税理士法第52条(税理士業務の制限)、第2条第1項第2号(税理士の業務)、第59条第1項第3号(第52条第1項第3号違反=2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

25 社会保険労務士法第27条(業務の制限)、第2条第1~2号(社会保険労務士の業務)、第32条の2第1項第6号(第27条違反=1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

26 税理士法第51条の2(行政書士等が行う税務書類の作成)

27 「行政書士法の一部を改正する法律(昭和55年法律第29号)附則第2項」に規定する「行政書士に係る取扱い」についての主な申合せ・覚書、通知等:「社労業務取扱証明書の発行」について(第1業務部)。「月刊日本行政」2010年9月、No.454、32~33頁。

28 帰化許可申請書の作成と行政書士の業務(昭和37年5月10日、自庁行発第29号、兵庫県総務部長宛 行政課長回答)問「帰化許可申請書の作成にかかる業務範囲は、行政書士、司法書士のいずれに属するかについて、次の三様の見解があるがいずれが正しいか。

1. 司法書士の専属であるとするもの。2. 行政書士及び司法書士の双方に属するとするもの。3. 行政書士の専属であるとするもの。答「2. お見込のとおりと解する」。

29 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの。出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第3項第2号(資格外活動の許可)、第19条の3第3項(就労資格証明書)、第20条第4項(在留資格の変更)、第21条第3項(在留期間の更新)など。

30 司法書士の定款作成代理:平成18年1月20日法務省民商第136号

31 日本行政書士会連合会、パンフレット「行政書士:頼れる街の法律アドバイザー」1頁。